

生食発 0515 第 1 号
平成 29 年 5 月 15 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に規定する常温保存可能品の審査事項の改正について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）に規定する常温保存可能品の取扱いについては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について」（平成 23 年 8 月 31 日付け食安発 0831 第 5 号）の別添「常温保存可能品の認定に係る実施要領」により実施しているところです。

今般、規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を受けた検討を踏まえ、同実施要領別紙 3「常温保存可能品の審査事項」について別添新旧対照表のとおり改正し、本日から施行することとしたので、御了知の上、貴管下関係者への周知、指導をお願いします。